

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

令和6年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金不足額の比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔流動負債＋算入地方債－流動資産〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【例：簡易水道事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動負債（10,473千円）} + \text{算入地方債（21,806千円）} - \text{流動資産（50,402千円）} = \blacktriangle 18,123\text{千円}}{\text{事業の規模（58,050千円）}} \times 100 = \blacktriangle 31.2\%$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R6年度 資金不足 (剰余)額 (千円)	R6年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	簡易水道事業会計	▲ 18,123	58,050	(▲ 31.2)	11,610
2	下水道事業会計	▲ 4,299	18,731	(▲ 23.0)	3,746

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。